広報みなと

障害者サービス特集号

障害のある人がよりよい日常生活を送れるよう各相談窓口と福祉サービスの主な内容をご紹介します。このほかのサービスや詳しい内容については、お問い合わせください。

平成22年（2010年）7.11
☎3578-2111（代）
FAX 3578-2678（障害者福祉課）
http://www.city.minato.tokyo.jp

主な相談窓口

主な福祉サービスの相談窓口をご紹介します。

各総合支所

区民課保健福祉係では、身体障害者手帳の申請受付、精神障害者保健福祉手帳や医療費助成の申請受付、心身に障害のある人に対する各種サービスを行っています。また、「身体障害者福祉司」や「知的障害者福祉司」および担当の職員が相談、助言、援助を行います。

芝地区総合支所

〒105－8511　芝公園１－５－25
区民課保健福祉係　☎3578－3161　FAX3578－3183
区民課窓口サービス係　☎3578－3170　FAX3578－3182
協働推進課活動推進係　☎3578－3121　FAX3578－3180

麻布地区総合支所

〒106－8515　六本木５－16－45
区民課保健福祉係　☎5114－8822　FAX3583－0892
区民課窓口サービス係　☎5114－8821　FAX3583－0892
協働推進課活動推進係　☎5114－8802　FAX3583－3782

赤坂地区総合支所

〒107－8516　赤坂４－18－13
区民課保健福祉係　☎5413－7276　FAX3402－8192
区民課窓口サービス係　☎5413－7012　FAX3402－8192
協働推進課活動推進係　☎5413－7272　FAX5413－2019

高輪地区総合支所

〒108－8581　高輪１－16－25
区民課保健福祉係　☎5421－7085　FAX5421－7613
区民課窓口サービス係　☎5421－7612　FAX5421－7613
協働推進課活動推進係　☎5421－7621　FAX5421－7626

芝浦港南地区総合支所

〒108－8547　芝浦３－１－47
区民課保健福祉係　☎6400－0022　FAX5445－4590
区民課窓口サービス係　☎6400－0021　FAX5445－4590
協働推進課活動推進係　☎6400－0031　FAX3452－4902

みなと保健所（保健サービスセンター）

〒107－0052　赤坂４－１－26（赤坂仮庁舎）
健康推進課地域保健係☎3455－4772　FAX3798－4619
乳幼児の発達の遅れ、しつけ上の問題、情緒不安などの療育上の問題に医師・保健師・栄養士などが必要な指導援助を行っています。精神障害者やこころの病気を持つ人の相談や援助も行っています。

精神障害者地域生活支援センター（あいはーと・みなと）

〒108－0074　高輪１－４－８
☎5798－4660　FAX3449－0531
「仲間がほしい」「のんびり過ごせる場所がほしい」「相談したい」精神障害のある人やその家族が地域で安心して暮らせるようにお手伝いし、社会復帰およびその自立と社会参加の促進を図ります。

障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）

〒105－0014　芝１－８－23
☎5439－2511　FAX5439－2514
区内の障害のある人に対して、障害の種類や程度、年齢に応じた各種相談・通所指導、機能訓練などの事業を行なうとともに社会参加の機会や交流の場を提供し、障害者の自立的な活動を支援することを目的とした施設です。

障害者（児）なんでも相談（総合相談窓口）

〒105－0014　港区芝１－８－23障害保健福祉センター１階
☎5439－2511　FAX5439－2514
福祉サービスの利用方法や手続きの方法、就労に関すること、趣味や余暇活動、人間関係の悩みなど、生活に関するさまざまな相談を受けます。窓口に来られない人には、訪問相談も行います。窓口は月・木曜　午前10時～午後４時

障害者福祉課

〒105－8511　芝公園１－５－25　☎3578－2111　FAX3578－2678
障害者福祉係　☎内線2383・2386～９
精神障害者担当　☎内線2457・2670
障害者施策調整担当　☎内線2458・2694
障害保健福祉センター担当　☎内線2459
障害者支援係　☎内線2460・2462・2667～８・2671～４・2677

手帳の交付

障害のある人が、各種のサービスを受けるために必要な手帳として、３種類の手帳があります。

制度	内容	対象	受け付け・問い合わせ
身体障害者手帳（１～６級）	身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。	身体に視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害、肢体不自由（上肢、下肢、体幹（たいかん）、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓（注1）の機能に障害がある人 【申請書類】 ・指定医（注2）による所定の診断書・意見書 ・写真（タテ４ｃｍ×ヨコ３ｃｍ、無帽、上半身） ・印鑑	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎上記参照
愛の手帳（１～４度）	知的障害者（児）が、各種の援護を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けた制度で、本人または保護者の申請に基づいて交付されます。なお、国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受けています。	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている人 ※東京都心身障害者福祉センターまたは東京都児童相談センターの判定が必要です。 【手続き】 ・愛の手帳の判定は、直接電話で問い合わせ先に予約の申し込みをしてください。 ・判定時の持ち物は、電話予約時に確認してください。	手帳の再交付などについて 各総合支所区民課保健福祉係 18歳以上の人の判定予約について ・東京都心身障害者福祉センター ☎3203－6141 18歳未満の人の判定予約について ・東京都児童相談センター ☎3208－1121
精神障害者保健福祉手帳（１～３級）	精神障害者が、さまざまな支援を受け、社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として交付されます。	精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人 ※入院・在宅による区別や、年齢制限はありません。 ※有効期間は、原則として２年間です。 【申請書類】 ・所定の診断書または、障害年金などの写しおよび同意書（診断書は各総合支所区民課保健福祉係の窓口で配布しています） ・写真（タテ４ｃｍ×ヨコ３ｃｍ、無帽、上半身） ・印鑑	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎上記参照

注1 平成22年４月から追加となりました。申請のためには、90日以上の間隔を置いて２回の検査結果が必要です。なお、平成22年３月31日までに第1回の検査を受けた人で、平成22年７月末までに手帳の申請をした人については、平成22年４月1日付で手帳を交付します。
注2 身体障害者の指定医については、各総合支所区民課保健福祉係または障害者福祉課障害者支援係までお問い合わせください。

発行／港区　発行部数 127,000 部　編集／保健福祉支援部障害者福祉課　〒 105-8511　港区芝公園1-5-25

障害者自立支援法　利用の手続きについてご説明します

支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、次の項目を確認した上で支給決定を行います。

①障害者の心身の状況(障害程度区分)

②社会活動や介護者、居住などの状況

③サービスの利用意向

④訓練・就労に関する評価を把握

※障害程度区分とは

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す６段階の区分(区分１～６：区分６の人が必要度が高い)です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、介護保険の要介護認定調査項目(79項目)に、調理や買い物ができるかどうかなどＩＡＤＬ(手段的日常生活動作)に関する項目(７項目)、多動やこだわりなど行動障害に関する項目(９項目)、話がまとまらないなど精神面に関する項目(11項目)の計27項目を加えた106項目の調査を行い、港区障害程度区分審査会での総合的な判定を踏まえて区が認定します。

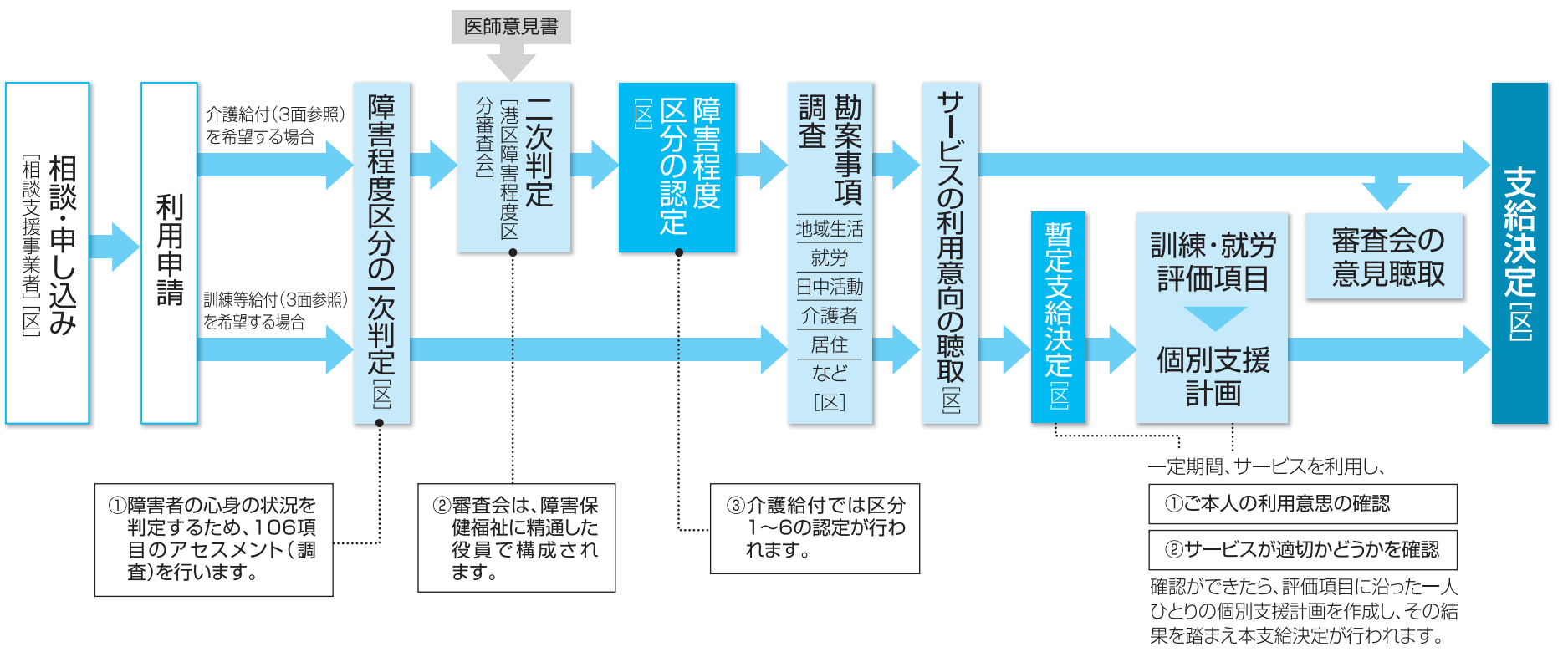

利用者負担について

利用額は、所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。利用者負担については、サービス費用の１割分をご負担いただく「定率負担」となり、1カ月にご負担いただく合計額は、所得段階に応じた一定額が上限となります。上限額に達しない場合は、その金額までが負担額となります。

所得区分	対　象		月額上限負担額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得１	区民税非課税世帯のうち、障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の人		0円
低所得２	区民税非課税世帯で低所得１に該当しない人		0円
一般１	区民税課税世帯　区民税所得割額16万円（障害児にあっては、28万円）未満の者に限り、20歳以上の施設入所者を除く。	施設入所者以外	【障害児】4600円
			【障害者】9300円
		20歳未満の施設等入所者	9300円
一般２	区民税課税世帯で一般１に該当しない人		３万7200円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者（施設に入所する18,19歳を除く）	障害のある人とその配偶者
障害児（施設に入所する18,19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

統合上限額（区独自軽減策）

介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、移動支援、地域生活支援事業を受給する人の同一月における利用者負担額の合計が一定額を上回る場合、その額を返還します。

詳しくは、各総合支所区民課保健福祉係☎1面参照までお問合せください。

発達障害および高次脳機能障害への理解促進のために

平成22年度の新たな取り組みとして、発達障害および高次脳機能障害について理解を深めてもらうために、講演会を開催する予定です。
発達障害については来年２月ころ、高次脳機能障害については本年11月ころの開催を予定しています。
それぞれの講演会について詳しくは、「広報みなと」で、お知らせする予定です。

※発達障害：自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、そのほかこれに類する脳機能障害で、その症状が通常低年齢において発現するもの。
※高次脳機能障害：交通事故等による外傷性脳損傷などの後遺症により、失語、記憶障害、判断・遂行障害、認知障害などを示すもの。

障害者福祉サービス

障害者自立支援法によるサービス ―介護給付・訓練等給付・自立支援医療―

分類	サービス名	サービス内容	問い合わせ
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの生活にかかわる援助、通院の介護などを行います。 【対象】障害程度区分１以上の人	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎１面参照 障害者福祉課 障害者福祉係 ☎内線2383・2386～９
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理、洗濯、掃除などの生活にかかわる援助、通院の介護などを総合的に行います。 【対象】障害程度区分４以上で所定の項目に該当する人(原則18歳以上の人)	
	行動援護	知的障害または精神障害により行動上の困難さがあり、常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動介護を行います。 【対象】障害程度区分３以上で所定の項目に該当する人	
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 【対象】障害程度区分１以上の人	
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢のまひおよび寝たきりの状態にある人・知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に、複数の障害福祉サービスを包括的に行います。 【対象】障害程度区分６で所定の項目に該当する人	
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	
	療養介護	医療と常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。 【対象】筋委縮性側索硬化症(ＡＬＳ)患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害程度区分６の人 筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって障害程度区分５以上の人	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 【対象】障害程度区分３(施設へ入所する場合は区分４)以上の人および年齢が50歳以上の人は、障害程度区分２(施設へ入所する場合は区分３)以上の人	
	施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつおよび食事の介護、生活に関する相談・助言、そのほかの必要な日常生活の支援を行います。 【対象】原則障害程度区分が区分４(50歳以上の人にあっては区分３)以上の人	
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 【対象】障害程度区分２以上の知的障害者および精神障害者	
	旧法施設支援	障害者自立支援法が施行される以前の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法の規定に基づき設置された施設です。新法に基づく施設などに移行するまでの間、経過的に施設サービスを提供します。	
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	身体障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間において、身体機能および生活能力の維持向上のために必要な訓練そのほかの援助を行います。	
	自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続支援(Ａ型)	雇用契約の締結などにより就労の機会や生産活動の機会を提供し、そのほかの就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。 【対象】通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者	
	就労継続支援(Ｂ型)	就労の機会や生産活動の機会を提供し、そのほかの必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。 【対象】通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者	
	共同生活援助 (グループホーム)	知的障害者および精神障害者に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行います。	
自立支援医療	自立支援医療(18歳以上) [(旧)更生医療]	身体障害者が、手術などによって障害の程度を軽くしたり取り除いたりすることにより、日常生活能力や職業能力を回復したり獲得したりすることを目的として行う医療で、知事の定める指定医療機関において給付する制度です。	
	自立支援医療(18歳未満) [(旧)育成医療]	身体に障害のある児童に対し、知事の定める指定育成医療機関において、生活能力を得るために必要な医療を給付する制度です。	
	自立支援医療 [(旧)精神通院医療]	在宅で精神疾患のために通院している場合に、保険と公費で医療費の９割を負担し、通院医療費の自己負担を原則１割にする制度です。	
補装具	補装具費の支給	身体障害者(児)の失われた身体機能を補完、代替し、かつ日常生活で長期にわたり継続して使用するもの(義肢、車いす、眼鏡、盲人安全つえ、補聴器など)を交付・修理します。 ※更生相談所の判定が必要な場合があります。 【対象】身体障害者手帳の交付を受けた人	
地域生活支援事業	移動支援	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動など、社会参加のための外出の際に必要となる移動の介護または付き添いで、１日の範囲内で用務を終えるものを支援します。 【対象】視覚障害者、下肢機能障害者、知的障害者、精神障害者、高次脳機能障害者、内部障害者、障害児	
	日常生活用具の給付	重度の障害者(児)などに対し、特殊寝台・特殊マット・特殊便器・ストマ用具などを給付します。 (障害の種別、程度により給付内容が定められています)	
	住宅設備改善	重度の身体障害者(児)に対し、トイレ、浴室の改修や段差の解消またはホームエレベーターの設置など、住宅設備の改善に関わる費用を給付します。	

福祉手当等

手当名	対象	手当額	支給月	受給できない人	受け付け・問い合わせ
心身障害者福祉手当 （区の制度）	・身体障害者手帳１・２級の人 ・愛の手帳１～３度の人 ・脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ・５面表１の難病医療費助成の受給者	月１万5500円	４月(12～３月分) ８月(４～７月分) 12月(８～11月分) 本人の口座に振り込みます。	・65歳以上の新規の申請者 ・児童育成(障害)手当を受給している人 ・障害者更生施設などに入所している人 ・所得が一定以上の人	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎１面参照
	・身体障害者手帳３級の人 ・愛の手帳４度の人	月7750円			
障害児福祉手当 （国の制度）	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする人 ・身体障害者手帳１・２級程度の人 ・愛の手帳１・２度程度の人 ・常時介護を必要とする疾病・精神障害のある人	月１万4380円	２月(11～１月分) ５月(２～４月分) ８月(５～７月分) 11月(８～10月分) 本人の口座に振り込みます。	・障害者更生施設などに入所している人 ・障害を事由とする公的年金を受給している人 ・聴覚障害の場合、補聴器の使用効果のある人、運転免許の適性試験に合格している人 ・扶養義務者などの所得が一定以上の人	
特別障害者手当 （国の制度）	20歳以上で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人 ・身体障害者手帳１・２級程度、愛の手帳１・２度程度で重複障害の人、重い精神障害の人	月２万6440円		・障害者更生施設などに入所している人 ・病院・診療所に３カ月を超えて入院している人 ・所得が一定以上の人	
重度心身障害者手当 （都の制度）	・重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある人 ・重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人 ・重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害がある人	月６万円	毎月、本人の口座に振り込みます。 ※代行者の預金口座に振り込みが可能な場合もあります。	・障害者更生施設などに入所している人 ・病院・診療所に３カ月を超えて入院している人 ・65歳以上の新規申請の人 ・所得が一定以上の人	
児童育成手当 （障害手当） ―児童に障害があるとき―	障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ・身体障害者手帳１・２級程度の人 ・愛の手帳１～３度程度の人 ・脳性まひまたは進行性筋萎縮症	月１万5500円	２月(10～１月分) ６月(２～５月分) 10月(６～９月分) 本人の口座に振り込みます。	・所得が制限額を超えている人 ・当該児童が施設に入所している人注1 ・当該児童が心身障害者福祉手当を受給している人	
児童育成手当 （育成手当） ―父または母に障害があるとき―	障害の程度が次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の３月31日までの児童を養育している人 ・身体障害者手帳１・２級程度の人 ・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)	月１万3500円		・所得が制限額を超えている人 ・当該児童が施設に入所している人注1	
特別児童扶養手当 ―児童に障害があるとき―	障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ・身体障害者手帳１・２級程度の人 ・愛の手帳１・２度程度の人 ・上記と同程度の疾病・知的・身体・精神障害	月５万750円	４月(12～３月分) ８月(４～７月分) 11月(８～11月分) 本人の口座に振り込みます。	左記の対象者でも次の場合は受給できません。 ・本人または扶養義務者の所得が制限額を超えているとき ・当該児童が公的年金を受けることができるとき ・当該児童が施設に入所しているとき注1	
	障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ・身体障害者手帳３級程度(４級の下肢の一部) ・愛の手帳３度程度の人 ・上記と同程度の疾病・知的・身体・精神障害	月３万3800円			
児童扶養手当 ―父または母に障害があるとき―	父または母が身体障害者手帳１・２級程度、愛の手帳１・２度程度、または重度の精神障害の状態にあり、児童(18歳に達した日以降の最初の３月31日まで。ただし身体障害者手帳１～３級・愛の手帳１～３度程度の児童は、20歳未満)を扶養している父、母または養育している人	所得により変わります 月４万1720円～9850円	４月(12～３月分) ８月(４～７月分) 12月(８～11月分) 本人の口座に振り込みます。	・本人または扶養義務者の所得が制限額を超えているとき ・当該児童または請求者が公的年金・遺族補償を受けることができるとき ・当該児童が施設に入所しているとき注1	

注1 障害者自立支援法の施行に伴い、施設入所でも対象になる場合があります

税の減免

事業	内容	対象	受け付け・問い合わせ
障害者控除・特別障害者控除対象者の認定	65歳以上で原則として要介護１以上の人(生計を一にする配偶者、そのほかの親族を含む)が、寝たきりまたは障害者に準ずる状態にあると認められる場合は、障害者手帳の交付を受けていなくても障害者控除対象者認定書の交付により(特別)障害者控除の対象となります。	65歳以上で、原則として要介護区分が要介護１以上で、寝たきりまたは障害者に準ずる状態にあると認められている人	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎１面参照

障害基礎年金受給チャート

障害基礎年金のご案内

公的年金加入中の、被保険者の資格を失った60歳以上65歳未満で国内居住中の、あるいは20歳到達日前の病気やけがにより障害があり、日常生活に制限を受ける状態(法令で定める2級以上)になった人は障害基礎年金が支給されます。さらに初診日が厚生・共済年金加入中のときは基礎年金に加えて(2級未満の場合も)障害厚生・障害共済年金などが支給されます。

特別障害給付金のご案内

初診日に公的年金に加入していなかったため障害年金を受けられない人を救済する目的で、平成17年4月に創設された新しい制度です。

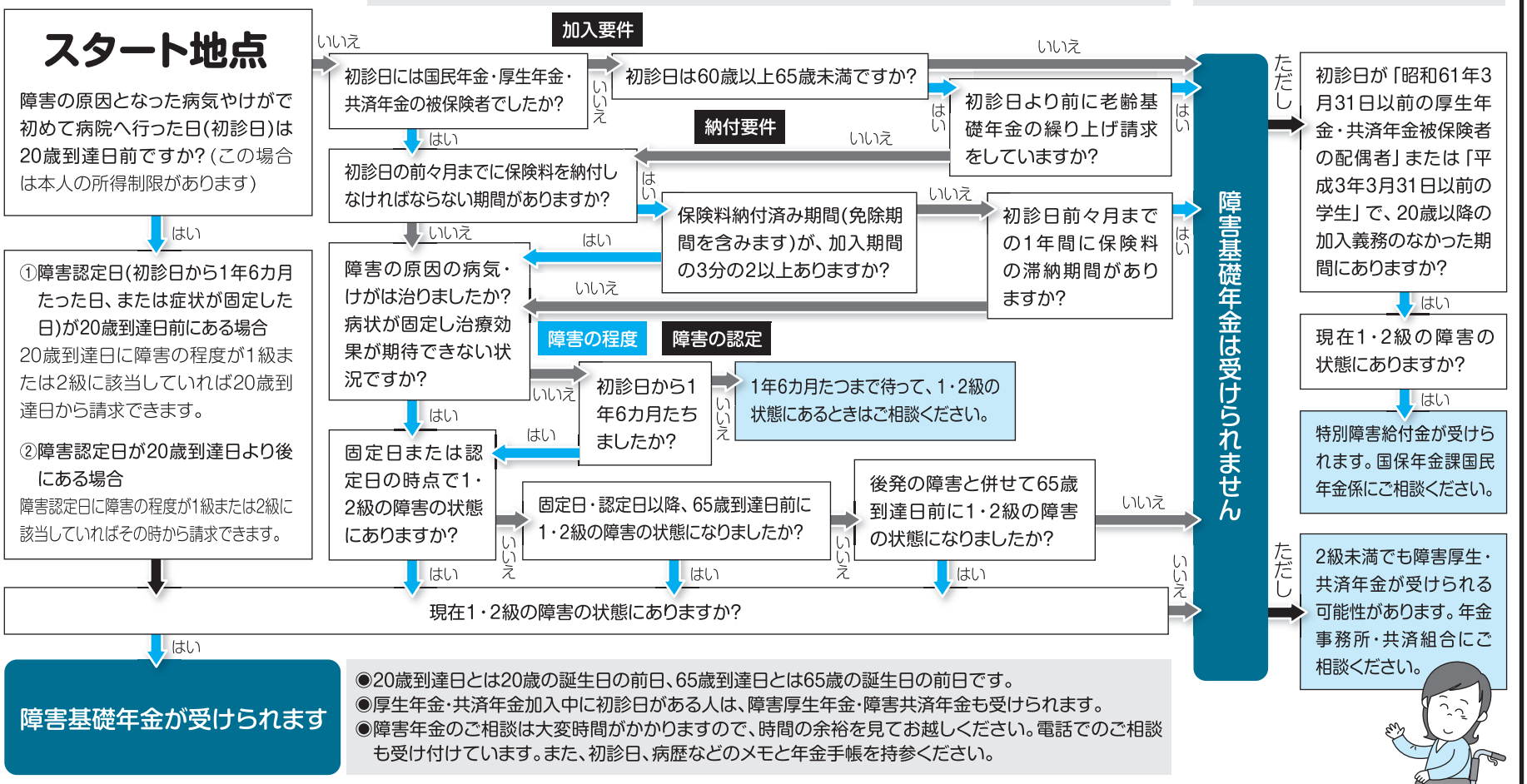

◉20歳到達日とは20歳の誕生日の前日、65歳到達日とは65歳の誕生日の前日です。
◉厚生年金・共済年金加入中に初診日がある人は、障害厚生年金・障害共済年金も受けられます。
◉障害年金のご相談は大変時間がかかりますので、時間の余裕を見てお越しください。電話でのご相談も受け付けています。また、初診日、病歴などのメモと年金手帳を持参ください。

◉相談窓口

初診日時点	20歳到達日前の人、国民年金の第1号被保険者	厚生年金被保険者、国民年金の第3号被保険者	共済年金被保険者
相談窓口	国保年金課国民年金係 ☎内線2662～6	港年金事務所 ☎5401－3211	所属の共済組合

医療費助成

制度	対象	助成方法	受け付け・問い合わせ
㊙心身障害者医療費助成(都の制度)	次の用件をすべて満たす人 ・65歳未満で身体障害者手帳1・2級(内部障害は1～3級)の人、または65歳未満で愛の手帳1・2度の人 ・前年の本人(20歳未満の人は世帯主等)所得が都の定める基準以下の人 ※健康保険未加入者および生活保護受給者は対象になりません。	心身障害者医療費助成制度を取り扱う医療機関で診療を受けるときは「健康保険証」と「㊙受給者証」を一緒に提示することにより、自己負担分が助成されます。なお、健康保険対象外のものは助成の対象になりません。詳しくは、お問い合わせください。	各総合支所 区民課 窓口サービス係 ☎1面参照
難病医療費助成	医療費助成対象の疾病(下記表1参照)にかかっている人 ※健康保険未加入者および生活保護受給者は対象になりません。	認定された疾病の診療費・調剤費・訪問看護費のうち、各種健康保険の自己負担分から患者一部負担額を除いた額が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代など)は助成対象になりません。	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎1面参照
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	・B型・C型肝炎のインターフェロン・B型肝炎核酸アナログ製剤治療を要すると診断された人 ・高齢者医療を受けている人や、ほかの医療助成を受けている人は、この医療助成制度を申請する必要がない場合があります。	B型・C型肝炎のインターフェロン・B型肝炎核酸アナログ製剤治療にかかる保険診療の患者負担額から、患者の一部負担を除いた額を助成します(健康保険から支給される高額療養費などは助成額には含まれません)。	
小児慢性疾患医療費助成	18歳未満で、医療費助成対象の疾病にかかっている人 ※健康保険未加入者は対象になりません。	認定された疾病の各種健康保険の自己負担額の一部が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代など)は助成対象になりません。	【新規・更新受け付け】 各総合支所 区民課保健福祉係 ☎1面参照 【更新のみ受け付け】 健康推進課地域保健係 (保健サービスセンター) ☎1面参照
ひとり親家庭等の医療費助成制度 ―父または母に障害があるとき―	障害の程度が次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童(身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の児童は20歳未満)を養育している人とその児童の医療費の自己負担分を助成します。 ・身体障害者手帳1・2級程度 ・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度) ※ただし次の場合は除きます。 ・国民健康保険または社会保険等に未加入のとき ・児童が施設に入所しているとき㊟ ・本人または扶養義務者の所得が限度額を超えているとき ・生活保護を受けているとき	健康保険による診療を受けたとき、支払うことになっている医療費の自己負担分を助成します。 ※住民税課税世帯は一部負担金があります。 ※入院時食事療養費は、助成対象外です。	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎1面参照

㊟障害者自立支援法の施行に伴い、施設入所でも対象となる場合があります

表1 医療費助成対象の疾病

(1)亜急性硬化性全脳炎
(2)悪性関節リウマチ
(3)悪性高血圧
(4)アミロイドーシス
(5)アレルギー性肉芽腫性血管炎
(6)遺伝性(本態性)ニューロパチー
(7)遺伝性QT延長症候群
(8)ウィルソン病
(9)ウェゲナー肉芽腫症
(10)潰瘍性大腸炎
(11)家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
(12)肝内結石症
(13)間脳下垂体機能障害
(14)黄色靭帯骨化症
(15)強直性脊椎炎
(16)強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎
(17)球脊髄性筋萎縮症
(18)筋萎縮性側索硬化症
(19)クローン病
(20)劇症肝炎
(21)結節性動脈周囲炎
(22)原発性胆汁性肝硬変
(23)原発性硬化性胆管炎
(24)原発性免疫不全症候群
(25)拘束型心筋症
(26)後縦靭帯骨化症
(27)広範脊柱管狭窄症
(28)骨髄線維症
(29)混合性結合組織病
(30)再生不良性貧血
(31)サルコイドーシス
(32)シェーグレン症候群
(33)自己免疫性肝炎
(34)重症多系しん出性紅斑(急性期)
(35)重症急性膵炎
(36)重症無筋力症
(37)神経線維種症
(38)進行性筋ジストロフィー
(39)人工透析を必要とする腎不全
(40)スモン
(41)成人スティル病
(42)脊髄空洞症
(43)脊髄小脳変性症
(44)脊髄性筋萎縮症
(45)全身性エリテマトーデス
(46)先天性血液凝固因子欠乏症等
(47)先天性ミオパチー
(48)高安病
(49)多系統萎縮症
(50)多発性硬化症
(51)多発性嚢胞腎
(52)天疱瘡
(53)特発性拡張型心筋症
(54)特発性間質性肺炎
(55)特発性血小板減少性紫斑病
(56)特発性好酸球増多症候群
(57)特発性大腿骨頭壊死症
(58)特発性門脈圧亢進症
(59)ネフローゼ症候群
(60)膿疱性乾癬
(61)肺動脈性肺高血圧症
(62)パーキンソン病関連疾患
(63)バッド・キアリ症候群
(64)ハンチントン病
(65)びまん性汎細気管支炎
(66)肥大型心筋症
(67)ビュルガー病
(68)表皮水疱症
(69)副腎白質ジストロフィー
(70)プリオン病
(71)ベーチェット病
(72)母斑症
(73)慢性炎症性脱髄性多発神経炎
(74)慢性血栓塞栓肺高血圧症
(75)ミオトニー症候群
(76)ミトコンドリア病
(77)網膜色素変性症
(78)網膜脈絡膜萎縮症
(79)ライソゾーム病
(80)モヤモヤ病(ウィリス動脈閉塞症)
(81)リンパ脈管筋腫症(LAM)

(あいうえお順)

日常生活の援助・各種給付等

事業	内容	対象	自己負担金など	受け付け・問い合わせ
理美容(出張)サービス	理容師・美容師が自宅まで出張し、理容(カット・シェービング)、美容(カット・ソフトメイク)を行います。	・重度心身障害者手当を受給している人 ・身体障害者手帳下肢・体幹機能障害１級の人 ・愛の手帳１度の人	１回500円 年６回まで利用できます。	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎１面参照
寝具乾燥等消毒	寝具乾燥消毒車をご自宅に配車して、寝具(布団)の乾燥消毒を年12回(うち１回は水洗い)行います。	身体障害者手帳・愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で寝具の乾燥が困難な人 ※病院などに入院中の人は除きます。	乾燥消毒　1組150円 敷･掛布団の水洗い　1枚各300円(年1回)　毛布の水洗い　1枚50円(1回)	
紙おむつの支給	月１回、紙おむつを配送します(病院に入院中で対象のおむつを使用できないときは、おむつ代の助成制度があります)。	・身体障害者手帳１・２級の人 ・愛の手帳１・２度の人 ・精神障害者保健福祉手帳１級の人 ※いずれも３歳以上65歳未満の人	月500円	
無料入浴券交付	公衆浴場で利用できる入浴券を年間52枚まで支給します。申請日により枚数が異なります。	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳または被爆者健康手帳の交付を受けている人	無料	
知的障害者(児)はいかい探索支援	知的障害者などがはいかいし居所不明となった場合、24時間体制の探索サービスで、所在を早期に発見します。	中度以上の知的障害のある人または自閉症で探索サービスが必要と認められる在宅の人	月500円(現場急行料3000円)	
事業者方式緊急通報システム	ひとり暮らしなどの障害者が、家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき、あるいは一定時間お手洗いの利用が無い場合に専門の警備員が出動して安否の確認および救助活動を行います。非常通報装置、火災センサー、ライフリズムシステムを設置します。	・18歳以上の人で身体障害者手帳１・２級のひとり暮らしまたは障害者のみなどの世帯 ・難病にり患しているひとり暮らしの人	・生活保護受給、住民税非課税の人は無料 ・上記以外の人　月400円	
配食サービス	栄養のバランスのとれた昼食または夕食を、週７回までご自宅にお届けし、同時に安否の確認をします。（３事業者から選択できます）	65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、食事の調理が困難なひとり暮らしまたは障害者のみ、もしくは障害者と高齢者のみの世帯の人	１食420～470円（週７食まで）	
日常生活用具の給付(難病患者等)	特殊寝台､特殊便器などを給付します。	・国が指定する難病(疾病名については担当課にお問い合わせください)にり患している人 ・関節リウマチにり患している人 ※介護保険・自立支援給付の対象となる人は含まれません。	世帯の前年所得に応じて自己負担金があります。低所得の人は無料です。	
難病患者等ホームヘルプサービス	ホームヘルパーが入浴などの介護や掃除などの家事援助サービスを提供します(午前８時～午後６時までの間)。	・国が指定する難病(疾病名については担当課にお問い合わせください)にり患している人 ・関節リウマチにり患している人 ※介護保険・介護給付の対象となる人は含まれません。	生計中心者の前年所得に応じて自己負担があります。	
手話通訳員の派遣	聴覚障害者または言語機能障害者で、日常生活に手話通訳を必要とする人に、港区社会福祉協議会に登録している手話通訳員を派遣し、日常生活の利便と社会参加を促進します(年36回以内、１回は４時間以内)。	聴覚障害または言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている人	無料	港区社会福祉協議会 在宅サービス課 FAX3438－2755 ☎3431－9988
手話通訳者、要約筆記者の派遣	聴覚障害者または言語機能障害者で手話通訳や要約筆記を必要とし、警察や裁判など、高度な技術が必要な人に、「東京手話通訳等派遣センター」に登録している手話通訳者・要約筆記者を派遣し、自立と社会参加を促進します。	聴覚障害または言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている人	無料	東京手話通訳等派遣センター FAX3354－6868 ☎3352－3335
家具転倒防止器具取付	震災時の安全確保のために、家具転倒防止器具の取り付けを行います。	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人または難病医療費助成を受けている人で、港区家具転倒防止対策等促進事業に基づき器具の交付を申請した人	無料	各総合支所 協働推進課 活動推進係 ☎１面参照
救急医療情報キット	障害者等の救急時(119番出動)に、迅速な救命措置等に役立てるため「救急医療情報キット」を配布し、安全安心を支援します。	(1)高齢者 (2)障害者 (3)健康上の不安を抱えている人	無料	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎１面参照
福祉車両(車いす同乗用)購入費助成事業	福祉車両(車いす同乗用)の購買費用の一部を助成します。	身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用の人または、身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用の人(児童)と同居の親族 ※施設入所の人は対象になりません	30万円まで助成。 ※中古福祉車両購入の場合は、30万円を上限として購入に要した総費用の５分の１を助成。※所得制限があります。	
自動車改造費助成事業	操向装置および駆動装置の改造費用の一部を助成します。	下肢または体幹などの身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人で、就労などに伴い自らが運転する自動車を改造する必要がある人	13万3900円まで助成します。 ※所得制限があります。原則として、対象者１人につき自動車１台限りです。	
自動車運転免許取得費助成事業	教習所入所料、技能、学科教習料、受験料および教材費に相当する費用を助成します。	18歳以上で身体障害者手帳１～３級の人(内部障害４級以上、下肢または体幹５級以上で歩行困難な人)、または愛の手帳の交付を受けた人で、運転免許適性試験に合格した人	16万4800円まで助成します。 ※所得制限があります。	
災害時要援護者登録	災害時に、自分で避難することや身を守ることが難しい人(災害時要援護者)で登録を希望する人を対象に、地域の助け合いによる避難などに活用する災害時要援護者登録名簿を作成し、管轄の消防署、警察署、民生委員・児童委員、災害時の援護に協力できる町会・自治会に提供します。	(1)身体障害者手帳の交付を受けている人 (2)愛の手帳の交付を受けている人 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 (4)難病医療費助成を受けている人 (5)(1)～(4)に準ずる人	無料	各総合支所 協働推進課 活動推進係 ☎１面参照 防災課防災係 ☎内線2545 障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2672
区民保養施設の利用料金の割引	大平台みなと荘・ホテル暖香園の利用料金が、毎年度(４月～翌３月)に、各施設２泊まで減額となります。介護者も減額できる場合があります。	(1)身体障害者手帳の交付を受けている人 (2)愛の手帳の交付を受けている人 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 (4)被爆者健康手帳の交付を受けている人 (5)戦傷病者手帳の交付を受けている人	大平台みなと荘は2500円で利用できます。 ホテル暖香園は、利用料金から2100円が減額。	地域振興課 地域振興係 ☎内線2531 FAX3438－8252

介護・派遣

事業	内容	対象	自己負担金	受け付け・問い合わせ
重度脳性まひ者介護事業	重度脳性まひがある人に、対象者本人の家族を介護人とし、その介護に対して助成します(毎月12回まで)。	20歳以上の重度脳性まひで身体障害者手帳１級の人	無料	障害者福祉課 障害者福祉係 ☎内線2383
入浴サービス	【巡回入浴サービス】 巡回入浴車でご自宅を訪問して入浴介助を行います(週２回以内)。	・身体障害者手帳１・２級の人 ・愛の手帳１・２度の人 ※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。	無料	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎１面参照
	【機械入浴サービス】 障害保健福祉センター内の機械浴室で入浴介助を行います(月～金曜の午前10時～午後５時、週２回以内)。	・身体障害者手帳１・２級の人 ・愛の手帳１・２度の人 ※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。	無料	障害保健福祉センター (ヒューマンぷらざ) ☎１面参照
	【介助入浴サービス】 障害保健福祉センター内の家族浴室で入浴介助を行います(月～金曜の午前10時～午後５時、週２回以内)。			
	【家族浴室貸し出しサービス】 障害保健福祉センター内の家族浴室を貸し出し、家族などの介助により入浴することができます(月～金曜の午前10時～午後５時、週２回以内)。	・身体障害者手帳１・２級の人 ・愛の手帳１・２度の人 ・精神障害者保健福祉手帳１級・２級の人		
緊急一時保護・ショートステイ(レスパイト保護)	【緊急一時保護】 常時介護が必要な障害者の介護者が病気、冠婚葬祭、そのほか一時的な理由で介護ができない場合、障害者を障害保健福祉センターにて一時的に保護します(月６泊７日以内)。 【ショートステイ(レスパイト保護)】 介護者が休養をとる際に、障害者が障害保健福祉センターにてショートステイを利用できます(月６泊７日以内、年24日まで)。	・身体障害者手帳１・２級の人 ・愛の手帳１～４度の人 ・脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ・18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた人で、けが等による一時的に介護を必要とするひとり暮らしの人(緊急一時保護に限る) ※原則として、介護保険の対象となる人は除きます。 ※常時、医療的ケアが必要な人は除きます。	食事代 １食あたり 600円	

交通費負担の軽減

事業	内容	対象	支給額など	受け付け・問い合わせ
タクシー利用券の給付	生活圏の拡大や利便のために、タクシー利用券を給付します。 ※ガソリン代の助成との併給はできません。	・身体障害者手帳　下肢・体幹・視覚１～３級、内部障害１級の人 ・愛の手帳１・２度の人 ・精神障害者保健福祉手帳１級の人	年４万4000円 ・７月～９月新規申請 ３万3000円 ・10月～12月新規申請 ２万2000円 ・１月～３月新規申請 １万1000円	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎１面参照
ガソリン代の助成	障害者本人または同一生計の人が、本人のために自家用車を使用する場合のガソリン代を助成します。 ※タクシー利用券の給付との併給はできません。			
福祉キャブ(昇降装置付きタクシー)	車いすやストレッチャーのまま乗降できる、昇降装置付きタクシーを24時間運行しています(事前予約制)。	・65歳未満で身体障害者手帳　下肢・体幹・視覚１～３級、内部障害１級の人 ・愛の手帳１・２度の人	普通車タクシーと同額料金でご利用になれます。	
緊急移送サービス	夜間の緊急時など、福祉キャブの利用が困難な場合に東京消防庁に登録している民間救急事業者の車両が利用できます。	福祉キャブ利用登録者	ハイヤー料金と同額料金でご利用になれます(7000円を限度に利用料金の70%を助成します)。	
都営交通の無料パスの発行	都営交通(都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー)を利用するとき、無料パスを提示すると料金が無料になります。	・身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている人 ・戦傷病者手帳(特別項症～第６項症・第１款症～第５款症)の交付を受けている人 ・原爆被爆者(厚生労働大臣の認定を受けた人および健康管理手当受給者)	本人は無料 ※介護者も割引になる場合があります。	
		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	本人は無料	23区内の都電、都バス、都営地下鉄の定期券発売所(全31カ所)
港区コミュニティバス(ちぃばす)	乗車するときに手帳を提示すると料金が無料となります。申請により無料パスを発行することもできます。	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	無料	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎１面参照
	申請により無料パスを発行します。	戦傷病者手帳・被爆者健康手帳の交付を受けている人および難病医療費助成を受けている人		
民営バスの割引証の発行	乗車するときに身体障害者手帳または愛の手帳を提示すると割引となります。介護人(１人のみ)が同乗する場合、「民営バス乗車割引証」を提示すると介護人も割引となります。	身体障害者手帳の交付を受けている人とその介護者	割引率　乗車券50% 定期券30%	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎１面参照
		愛の手帳の交付を受けている人とその介護者		東京都心身障害者福祉センター(18才以上)注1 東京都児童相談センター(18才未満)注2
都内の民営バス運賃割引	東京都内を運行する一般路線バスの都内区間の運賃が半額になります。	東京都が発行する写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(本人のみ)	割引率　乗車券50%(ただし10円単位は四捨五入) ※定期券は割引になりません	各総合支所 区民課 保健福祉係 ☎１面参照
有料道路通行料金の割引	有料道路を利用するとき、通行料金が割引になります。	・身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合 ・身体障害者手帳(第１種)、愛の手帳(第１種、１・２度)の所持者を乗せて介護者が運転する場合(営業用を除きます)	割引率50%	

注1 東京都心身障害者福祉センター　☎3203－6141　注2 東京都児童相談センター　☎3208－1121

そ　の　ほ　か

事業・施設等	内容	受け付け・問い合わせ
自立訓練(機能訓練)	身体障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間において、身体機能および生活能力の維持、向上のために必要な訓練そのほかの援助を行います。	障害保健福祉センター (ヒューマンぷらざ) ☎1面参照
機能訓練	身体障害のある学齢児や重複障害などで訓練を行う必要がある区民の二次的障害を予防し、日常生活の維持・改善が図れるように支援します。また、18歳以上で脳血管障害などにより言語訓練を行う必要のある区民を対象に、コミュニケーションや言語の問題の改善を図り、人との交流を楽しめるよう支援します。	
相談事業	障害保健福祉センター利用や福祉サービスなどの相談や、障害に関するさまざまな問題について、医師や専門のスタッフが各種相談に応じています。	障害保健福祉センター相談担当 ☎5439－8053　FAX5439－2514
こども療育「パオ」	18歳未満の乳幼児・児童を対象に、日常生活指導や発達援助を行いながら、心身の発達を促し日常生活に必要な力の習得をめざします。さらに、それぞれの家庭や地域において充実した日常生活が送れるように支援します。そのほか、就園児、学齢児には、グループごとのプログラムに基づき創作やレクリエーションなどの活動を行います。 【通園事業】指定日クラス(0～3歳6カ月)、日々クラス(3～6歳)、並行・併用通園(幼稚園・保育園在園児) 【就園児グループ】【学齢児グループ】【在宅訪問事業】お子さんの健康状態や家庭の事情により通園することが困難な場合は、専門スタッフが家庭を訪問し、お子さんにとって必要な療育とアドバイスを行います。 【おもちゃ図書館】親子で一緒におもちゃで遊んだり、借りることができます。	障害保健福祉センター 「パオ」 ☎5439－8055　FAX5439－8069
知的障害者通所更生事業「工房アミ」	18歳以上の知的障害者で通所が可能な人に、生活訓練や作業訓練、趣味・レクリエーションを通して自立を促進し、地域や家庭でより充実した生活を送ることができるよう支援します。15歳以上18歳未満の人でも個々の事情により利用することが可能です。	障害保健福祉センター 「工房アミ」 ☎5439－8059　FAX5439－2514
知的障害者通所授産事業「みなとワークアクティ」	18歳以上の知的障害者で、一般の企業などに就職することが困難な人に対し、作業・生活・健康などの支援を通して自立した生活と就労を支援します。	障害保健福祉センター 「みなとワークアクティ」 ☎5439－8057　FAX5439－8058
重症心身障害児・者通所事業	在宅の身体および知的の重複障害のある重症心身障害児・者が、家族とともに地域社会の中で生活していけるようにするため必要な療育および保護者への支援を行います。 未就学の重症心身障害児を対象とした事業は障害保健福祉センターこども療育で、15歳以上の在宅の重症心身障害者を対象とした事業は知的障害者更生施設「新橋はつらつ太陽」で実施します。※医療的ケアの必要な人も利用できます。	障害者福祉課障害者支援係 ☎内線2462
精神保健福祉相談	こころの病気(アルコール依存症、思春期などを含む)や認知症の早期発見・早期治療・対応の仕方などについて、精神科医師が相談に応じています。保健師は随時相談を行っています。	健康推進課地域保健係(保健サービスセンター) ☎1面参照 各総合支所区民課保健福祉係 ☎1面参照
精神障害者地域生活支援センター「あいはーと・みなと」	地域で生活する精神に障害がある人の日常生活支援や相談、社会参加や自立への支援を行います。各種講座や食事会、自由に過ごすことのできるフリースペースなどがあります。	精神障害者地域生活支援センター 「あいはーと・みなと」 ☎5798－4660　FAX3449－0531
家族会	こころの病気のある人の家族の集まりです。交流・相談・勉強会を通じて家族同士でささえあい、学び合う場です。	健康推進課地域保健係(保健サービスセンター) ☎1面参照
デイケア(社会復帰援助事業)	おおむね65歳以下のこころの病気がある人が、社会や家庭でより自立した生活を送れるように、レクリエーション・話し合い・創作活動・各種教室などへの参加を通して、社会復帰ができるよう支援しています。	健康推進課地域保健係(保健サービスセンター) ☎1面参照 各総合支所区民課保健福祉係 ☎1面参照
障害者サービス苦情解決委員会	学識経験者、区民など外部委員で構成される障害者サービスに対する苦情解決のための機関です。区民から寄せられた苦情について区長に対し、解決に向けた意見・勧告を行います。区長は区のサービス担当課に意見勧告を行うほか、サービス提供事業者に対し指導・助言を行います。	障害者福祉課障害者福祉係 ☎内線2383、2386 FAX3578－2678
成年後見制度推進事業	成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分となった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産の管理や福祉サービスの利用などの身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護・支援する制度です。成年後見利用支援センター「サポートみなと」では、成年後見制度の相談や利用の支援・助成など、成年後見制度をより利用しやすくする取り組みを行っています。	港区社会福祉協議会 成年後見利用支援センター 「サポートみなと」 ☎3431－2082　FAX3438－2755
福祉サービス利用援助事業	在宅生活をしていて知的障害・精神障害・身体障害・高齢などのために、福祉サービスの利用援助が必要な人(※ご本人の意思で契約できる人)を対象に、地域で安心して生活できるように、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いをしたり、大切な書類などをお預かりします(有料)。	
障害者就労支援事業	区内在住の働く意欲のある障害者を対象に、一般企業への就職を支援します。 ・職業相談・就職前支援：事業団や民間事業所での実習など ・就職後支援：職場と家庭との連絡調整・仲間づくり・生活相談など 　また、区内の事業所などに対し、障害者雇用に関する情報提供などの職業相談も行っています。	ＮＰＯ法人 みなと障がい者福祉事業団 ☎5439－8062　FAX5439－2515
障害者のためのサービス一覧・障害者福祉課ホームページ「障害者ネット」	区や港区社会福祉協議会等が、障害者のために提供しているサービスや、問い合わせ先などを詳しく記載しています。 「障害者のためのサービス一覧」平成22年度版は8月に発行予定です。各総合支所、障害者福祉課等で配布します。 障害者福祉課ホームページ「障害者ネット」は区のポータルサイト「くらし・手続き」からご覧いただけます。	障害者福祉課障害者福祉係 ☎内線2388

障害者に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。その中で、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法・配布方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

	国際シンボルマーク 障害のある人が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する人だけでなく、障害のあるすべての人のためのマークです。	(財)　日本障害者リハビリテーション協会 ☎5273－0601　FAX5273－1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で昭和59(1984)年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	(社福)　日本盲人福祉委員会 ☎5291－7885　FAX5291－7886
	身体障害者標識(身体障害者マーク) 肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	区内各警察署　☎欄外参照
	聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク) 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に、運転免許に条件を付された人が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	区内各警察署　☎欄外参照
	耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	(社)　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX3354－0046　☎3225－5660
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の人が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課 ☎5320－4147　FAX5388－1408
	オストメイトマーク オストメイト(人工肛門・人口ぼうこうを保有する人)を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレなどの設備があることを示す場合などに使用されています。	(社)　日本オストミー協会 ☎5670－7681　FAX5670－7682
	ハート・プラスマーク 身体内部に障害のある人を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人　ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/

港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この広報紙は、古紙を利用した再生紙を使用しています。

◆区内各警察署◆　愛宕警察署　新橋6－18－12　☎3437－0110　三田警察署　芝浦4－2－12　☎3454－0110
高輪警察署　高輪3－15－20　☎3440－0110　麻布警察署　六本木6－2－37　☎3479－0110
赤坂警察署(仮庁舎)　南青山1－5－15　☎3475－0110　東京湾岸警察署　江東区青海2－7－1　☎3570－0110